

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）内での開発に必要な手続きの流れ

遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の中で住宅や店舗を解体や建築する、水道工事をする、太陽光発電施設を設置する、道路を通すなどの土木工事を行うには、文化財保護法に定められている手続きが必要です。

